

令和元年度  
第7回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和元年10月10日開会

高松市農業委員会

令和元年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年10月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所 第32会議室

出席委員 19人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一 (会長職務代理者第2)
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 14番 佃 光廣
- 19番 兔子尾紀夫 (会長職務代理者第1)
- 20番 森 吉朝

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 副 主 幹 中野 清作
- 主任主事 三好 順子
- 主任主事 古免 範彰

## 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第12号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画に対する同意について

議案第13号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について

議案第14号 農地の利用権設定に係る貸借期間(20年)の新設について

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農用地利用配分計画の決定について

議案第17号 令和2年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）  
について

議案第18号 令和元年度「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の取組（案）  
について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和元年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、真鍋委員、佐竹委員、佃光廣委員、兔子尾委員、森委員の5人です。

また、神内委員からは少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

—— 神内委員入室 ——

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は12番谷口委員及び13番橋本委員を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番のとおりです。

2番は、賃借人が労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番・4番は、賃借人が自ら耕作するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、貸付先を変更するため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権1番及び3番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番のとおりです。

3番は、第三者に譲渡するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番のとおりです。

5番は、貸人が貸付条件を変更するため一たん返還を受けるものです。

6番から8番までは、それぞれ貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

9番及び10番は、借人が労力不足のため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようがありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場・進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和41年12月に造成済みですが、近隣住民からの利用申込書が提出されており、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、申請者が隣接地で経営している借家の入居者用駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が103平方メートル有ります。

3番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年10月に造成・建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.66平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。なお、併用地と合わせますと敷地面積が500平方メートルを超えますが、農業上利用し難い過小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

4番は、自家用車の車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番も、自家用車の車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、2階建4棟の貸住宅・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、レインボ一通りから近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するため既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年7月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が426平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、申請者が所有する農地を営農型太陽光発電設備用地として令和元年11月10日から4年11月9日までの3年間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、下部農地は申請者が山菜の一種ウルイを栽培するもので、営農の適切な継続性、施設構造等から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、継続できない場合の施設撤去費用を算入する資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考え

えます。

なお、ウルイについて御説明しますと、オオバギボウシというユリ科多年草で山菜の一種であり、葉が開く前の若芽（葉・葉柄部分）をウルイと呼び古くから食用とされてきました。半陰性作物で、強い日光に弱く自生しているものは他の植物の下や林間などの日陰です。また、他県の試験事例でも、概ね50パーセント程度の遮光でも栽培可能であり、徳島県の試験研究でも、ソーラー下部の生育状況は良好であるという試験結果があります。

今回、申請者から提出されております営農計画書には露地栽培ということで、畑で2年間株を養成し、3年目の3月から4月に収穫する計画であります。

10番は、農道・農業用水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある農地で第1種農地に区分されますが、隣接農地にある育苗ハウスへの進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、第1種農地の不許可の例外、「申請に係る農地を農業用施設に供するものである場合」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年12月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用地が1,028平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、水路の管理道用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地東側で分譲住宅の転用を予定しており、地元から水路の管理道を確保するよう要望があったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、平屋建1棟の農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は現在耕作している農地から近く通作の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、令和元年5月20日付けで所有権の移転により9区画の分譲住宅用地として転用許可申請をしていましたが、譲渡人の死亡に伴う相続の手続きに時間を要することから、許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、令和元年8月2日付けで賃借権の設定による露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。



**古免主任主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成30年11月12日付けで仮設事務所・露天資材置場・駐車場用地として一時転用許可を受けていましたが、琴電のレール敷替え工事が予定どおりに進まず工事期間内での完了ができなくなったことから、期間を延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成30年12月18日付けで分譲住宅2棟として許可を受けていましたが、転用目的を分譲事務所にするため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成23年5月26日付けで露天貸資材置場用地として許可を受けていましたが、道路収用され当初の計画どおり転用事業が完了できず今日に至っており、この度、隣接農地所有者から買取りの要望があったことから、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権15番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員から報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、谷口委員、橋本委員と私の3名で本日午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の1番、3番から6番まで及び所有権6番と一体利用する使用貸借2番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員の谷口委員及び橋本委員から報告をお願いします。

**谷口委員** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校南西600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線に近く交通の利便性が良く、申請地北側で同族会社が開発した分譲住宅団地に接続するもので、開発区域内道路の通行及び給排水管の接続が可能で事業効率が良く、北側一帯は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用農道等が69.21平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立多肥小学校南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に200メートルほどと近く交通の利便性が良く、高松市道を挟んで南側一帯は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立龍雲中学校南東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三谷・香川線に面し主要地方道三木・国分寺線及び県道岩崎・高松線に300メートル以内と近く交通の利便性が良く、幼稚園、小学校も徒歩圏内にあり、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路を含め、併用雑種地等が569.24平方メートルあります。

現地調査の結果は、4番と併せて申し上げます。

2ページをお開きください。

4番の申請地は、議案番号3の東側に隣接し、転用者は議案番号3の関連会社であり分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、3番同様、主要地方道三木・国分寺線及び県道岩崎・高松線に300メートル以内と近く交通の利便性が良く、幼稚園、小学校も徒歩圏内にあり、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,100.71平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、排水経路について、3番と4番は、最終的には同一水路に流入することから、地元調整の結果、現況40センチメートルから70センチメートルに水路拡幅する旨の報告書が添付されており、それを確実に実行することと指導しています。

私の説明はここまでとし、5番からは橋本委員が説明します。

**橋本委員** 現地調査委員の橋本です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、高松市立大野小学校西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線及び県道川東・高松線に近く交通の利便性が良く、保育所、小学校も徒歩圏内にあり、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。

6番の申請地は、高松市山田支所南1キロメートルに在り、建設業、運送業を営む会社の役員である転用者が、事業拡張に伴い経営する会社への貸倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道西植田・高松線に近く高松市道に面しており幹線道路へのアクセスも良く、大型車が行き交う物流拠点として事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

特別議案5条許可申請使用貸借2番と関連し一体利用するもので、総合計面積が6,130平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、下段の使用貸借について説明します。

1番の申請地は、高松市立古高松南小学校南東600メートルに在り、周辺の宅地化及び、高齢の親が耕作を行うのが難しくなってきたことから、息子が借り受け共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・志度線及び塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、また、平成29年に転用許可を得た分譲住宅団地の北側に接続するもので、既存開発道路が利用でき事業効率も良く、周辺は教育施設、医療機関及び店舗等商業施設が整い、分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市山田支所南1キロメートルに在り、建設業、運送業を営む転用者が、業拡張に伴い会社役員が所有する申請地を借り受けて倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

特別議案5条許可申請所有権6番と一体利用するもので、立地基準及び一般基準については、所有権6番同様適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、使用貸借2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、自家用車の駐車場と物干場が狭く不便であるため宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が244.33平方メートル有ります。

2番は、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページをお開きください。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、残る農地が耕作し難い狭小農地となるため過少残地扱いとするもので、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題ないと考えます。

8番は、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年2月4日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が6.40平方メートル有ります。

議案書11ページを御覧ください。

9番も、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年1月4日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被

害防除措置も適切であると考えます。

10番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、自宅敷地内での駐車場が手狭であるため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅周辺には駐車場に適した面積の土地がないため28メートルほど離れていますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、土木工事業を営んでいる転用者が、事業拡張に伴い事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線沿いにあり、周辺は閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が98平方メートル有ります。

14番は、借家住まいで、家財が増え住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線沿いにあり、周辺は閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が22平方メートル有ります。

なお、13番と14番は、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、親子関係で隣接して転用し、残る農地が耕作し難い狭小農地となるため過少残地扱いとするもので、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題ないと考えます。

議案書12ページをお開きください。

16番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・香川線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、また、実家と隣接して転用するもので親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、父所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線へのアクセスも良く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、実家に近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、また、北側で同族法人が開発した住宅団地と接続して開発するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、叔母の農業廃止に伴い規模拡大のため農業用倉庫・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年8月に進入路として利用及び農業用倉庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が425.29平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借8番に関連しています。

20番は、食料品加工製造業を営む転用者が事業拡張に伴い社宅・車庫・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、枝番で分けているのは、露天施設と社宅用地の利用区分を分けるために枝番号を付し

ております。

21番は、整体院を開業する転用者が店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は市道中山・原線に面し交通の利便性が良く、周辺は学校施設及び福祉施設が整備され、自宅前であり利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に面し国道11号線へのアクセスが良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域で、公共施設、商業施設も整備されていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、太陽光発電事業を営んでいる転用者が太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年10月12日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

2番も、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年3月17日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年10月12日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

4番は、保育施設経営を営む転用者が新たな保育所用地として転用申請するものです。



立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し県道高松・香川線へのアクセスが良く、実家と隣接しており親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

4番は、発酵食品の製造販売を営む転用者が事業拡大に伴い移動型販売車や従業員用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し主要地方道塩江・屋島西線へのアクセスが良く交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、現在、借家住まいですが、両親が高齢となり今後介護等の世話をするため父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し実家にも隣接し農業の手伝いと親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分に

については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

7番は、子供用玩具や書籍をインターネットで販売している転用者が業績好調により商品の保管倉庫が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて住宅・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道岩崎・高松線に面し交通の利便性が良く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、父所有の農地を借り受けて農業用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の農業用施設との併用利用や管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年12月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が425.29平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権19番に関連しています。

9番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し主要地方道高松・善通寺線へのアクセスが良く、実家にも近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページをお開きください。

10番は、現在、借家住まいですが子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し県道鴨川・停車場・五色台線へのアクセスが良く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域で、義母所有の農地にも近く手伝いし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、現在、借家住まいですが子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農

地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し主要地方道高松・王越・坂出線へのアクセスが良く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準について資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が164.76平方メートルあります。

12番は、宅地の造成・販売業を営む転用者が、近年、三木町やさぬき市での工事請負が多くなり高松市の東部で新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線へのアクセスが良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が68平方メートルあります。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権17件、賃借権4件、使用貸借11件、計32件について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、男木島の街並み保存を目的に活動している譲受人が、男木島の文化や自然と触れ合うことができる教育型の植物園を設立するため譲り受けるもので、取得後は桑・クルミなどの果樹を栽培するものです。申請内容から、譲受人は教育事業を行う法人であり、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項ただし書及び同法施行令第2条第1項第1号のハの不許可の例外に該当し、審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件の例外扱いとなります。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連していま

す。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、3番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

3番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はニンジン栽培するものです。

5番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を作付けするものです。

6番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番・8番・9番は、昭和50年に国から用悪水路、公衆用道路として開拓財産の譲与を受けた土地改良区が、その後、その機能を代替する施設を周辺で設置したことから、令和元年6月21日付け香川県知事からの用途廃止すること及び返還を求めない旨の承認通知に基づき、隣接農地所有者に譲り渡すもので、取得後は自作地と一体利用して水稻・野菜を作付けするものです。

議案書18ページをお開きください。

10番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件は満たします。

11番は、残存小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

12番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を作付けするものです。

13番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

14番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は黒豆を栽培するものです。

15番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、下限面積要件を満たしていませんが、農地法第3条第2項ただし書及び農地法施行令第2条第3項第3号「その位置、面積、形状等からこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」に該当し例外的に許可できるものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

16番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

17番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請の使用貸借について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、高齢者及び障がい者の自立支援サービス事業を営む法人が10年間借り受けて野菜を栽培するものです。申請内容から、借人は福祉事業を行う社会福祉法人であり、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項ただし書及び同法施行令第2条第1項第1号のハの不許可の例外に該当し、審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件の例外扱いとなります。

2番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて水稻・麦・野菜を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番・2番は、平成10年ごろから、3番は、平成13年3月から道路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書21・22ページを御覧ください。

21ページに1番・2番、22ページに3番がございますが、1番から3番までについて、現地調査した結果、一部宅地拡張部分は除きますが、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、3番については農業経営基盤強化促進法による貸付けが行われている農地を相続しその貸付けを継続するものですが、納税猶予の適用は受けられません。また、2番については、申告期限の関係から会長専決により9月27日付けで証明書を交付しています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明すること及び専決処分を承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明及び承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第12号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について御説明申し上げます。

まず、資料1の2ページをお開きください。

令和元年9月20日付けで高松市三谷土地改良区から集落営農推進生産基盤整備事業 西三谷地区の土地改良事業の換地処分に当り権利者会議議事録を添えて換地計画の同意願があったものです。

4ページをお開きください。

換地設計総括表の内容であります。関係農家数は4戸、団地数は従前5から換地後4になります。1団地当たりの面積は従前が1,779平方メートル、換地後が1,955平方メートルになります。換地処分等の時期ですが、株式会社高井土建が建設残土による農地造成用地として平成26年9月に一時転用許可を受け、工事期間を2回延長し一時転用満了後の平成30年10月から高松市三谷土地改良区が農地の状態を引き継ぎ基盤整備事業を行い、工事完了が平成31年3月、換地処分は令和元年12月を予定しております。

6ページをお開きください。

こちらは換地前の図面となっており、次の7ページが換地後の図面となっております。9月24日に三谷地区担当委員と地区担当者で現地調査を実施しました結果、問題は有りませんでした。

以上、議案第12号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意に対する同意について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画に対する同意については同意することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画に対する同意については同意することに決定いたしました。

次に、議案第13号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第13号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御説明申し上げます。

資料2の1、2の2を御覧ください。

2件ともに、令和元年9月6日付けで香川県環境森林部長から屋島鳥獣保護区及び公渕鳥獣保護区の存続期間の更新について意見照会がありました。

屋島鳥獣保護区は平成元年に、公渕鳥獣保護区は昭和54年に香川県知事が指定しましたが、両保護区とも平成21年度に更新した存続期間が本年11月14日に満了することから、令和11年11月14日まで存続期間の更新を行うことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき意見を求められているものです。

両保護区の区域は、それぞれ資料の3ページのとおりです。

資料2の1の4ページを御覧ください。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域であり、狩猟等による鳥獣の捕獲の禁止等の規制がありますが、鳥獣による生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う有害鳥獣捕獲については市の許可を受けた上で、鳥獣保護区でも行うことができます。

各資料の1ページを御覧ください。

第2地区部会及び第7地区部会における協議の結果、香川県環境森林部長には、1 存続期間の更新についての賛否等は両地区とも「条件付き賛成」とし、その意見・条件として「イノシシ・サルなどによる農作物被害は深刻化・広域化していることから、鳥獣被害防止対策事業を強化するとともに鳥獣被害対策に関する情報と集落ぐるみの取組を中心とした総合支援により農作物被害を一定レベル以下に抑え、人と野生鳥獣が棲み分けできる状態の確保に努めていただきたい」旨の条件を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御審議いただきますよ

う、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見決定することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見については原案のとおり意見決定することにいたしました。

次に、議案第14号 農地の利用権設定に係る貸借期間「20年」の新設についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第14号 農地の利用権設定に係る貸借期間「20年」の新設について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

現在、本市においては、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に係る期間を「3年」、「6年」、「10年」、「15年」の4区分としていますが、これに、新たに「20年」という貸借期間を加え5区分とするものです。

新たな貸借期間を設定する理由としましては資料に（1）から（3）まで記載してあるとおりです。

一つ目は、未相続農地又は共有農地については、その権利を有する者の2分の1を超える者の同意をもって貸借することができる特例がありますが、平成30年度の基盤法の改正によりその特例が適用される貸借期間が5年から20年に延長されたことを受け、その利点を最大限に活用できるようにするためです。

二つ目は、強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金事業の中で、園芸施設等の設置に対する交付金については長期間の農地の貸借を交付要件としているものがあり、現行の15年では対応しきれない事案の発生が懸念されるためです。

三つ目は、香川県農地機構の中間管理事業における貸借期間の最大年数が20年と設定されているので、それとの整合性を持たせるためです。

以上、議案第14号 農地の利用権設定に係る貸借期間「20年」の新設について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 農地の利用権設定に係る貸借期間「20年」の新設については期間の新設を決定することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号 農地の利用権設定に係る貸借期間「20年」の新設については決定することにいたしました。

次に、議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。



**浮田農政管理係長** 議案第15号 農用地利集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

本年、8月16日から30日にかけて委員の皆様の御協力をいただき開催しました農業相談会において、申出のありました利用権設定について農用地利用集積計画を策定するに当たり、令和元年10月3日付けで高松市長から農業委員会の決定を求められているものです。

資料を2枚めくっていただきまして2ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で、一番下の申出件数の欄を見ていただきますと、貸借期間3年が147件、6年が188件、10年が53件、15年が10件、それと先ほどの議案第14号で御承認いただきました貸借期間20年が4件の合計402件となっております。また、面積は合計で1,080,554.65平方メートルで、今年の同時期に比べて0.5パーセントの増とほぼ同水準となっております。

3ページと4ページの表は、2ページの表の内訳になっています。

3ページの表が農業委員会による相対での貸借で、件数が242件、面積が585,031.73平方メートルでした。

4ページの表が香川県農地機構にかかる貸借で件数が160件、面積が495,522.92平方メートルとなっております。面積比較で今回の農地集積のおよそ46パーセントが農地機構を利用したものとなっております。

5ページ以降がそれらの明細表となっております。

以上、議案第15号 農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、お願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第15号は決定することにいたしました。

次に、議案第16号 農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第16号 農用地利用配分計画の決定について御説明いたします。

資料5を御覧ください。

既に農地機構が中間管理権を取得している農地について、今回借り手の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するに当たって、高松市長から農業委員会へ意見聴取を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は10月31日となっております。

1ページ目の集計表を御覧ください。

これまでは機構の集積専門員が2人だったので、高松市を東部と西部の2地区に分けて集計していましたが、集積専門員が3人になったため今回からそれぞれの集積専門員ごとに3地区に分けて集計しております。北部が1・2地区、東部が3・4・7地区、西部が5・6地区となっております。

対象となる農地は、資料の2ページと3ページの明細書のとおりです。

この表の最後の方のナンバー24から29までの6筆については法人化したことによる変更です。  
以上、議案第16号 農用地利用配分計画の決定について御審議いただきますよう、お願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第16号は決定することにいたしました。

次に、議案第17号 令和2年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)について、事務局の説明を求めます。

**西谷農政課長補佐** 議案第17号 令和2年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)について御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

この改善意見(案)につきましては農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき市長に提出するものです。10月18日の金曜日に三笠会長を始め各役員にお集まりいただき提出していただく予定でございます。

また、この意見につきましては今年の6月10日から月末まで各農業委員、農地利用最適化推進委員に意見募集を行いましたところ、高砂会長職務代理者、佐竹委員、太田委員、花澤委員、宮武委員、藤澤武推進委員、平賀推進委員、時岡推進委員、横田推進委員、藤本推進委員、真鍋芳治推進委員、河野推進委員、中田推進委員、川原推進委員、上原推進委員、森西推進委員の16人の方から御意見をいただきましたので、そのうち市に対する意見を盛り込んだ内容となっております。

構成につきましては改正農業委員会法第6条第2項に掲げる農地等利用最適化推進の3つの項目であります、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」と「その他の施策」の4つの大項目にまとめております。

なお、小項目の数につきましては昨年度の27項目から13項目を廃止し、2項目を変更し、新たに12項目を加えた26項目となっております。

まず、前文でございますが、始めに我が国の農業・農村を巡る情勢を説明した後、先の通常国会において農地中間管理事業等改正法が可決・成立したことから、農業委員会が担う役割が今後ますます重要になることを述べています。そして、農村社会が維持してきた農業の持つ多面的機能を次世代に引き継げる、また、若者が魅力ある産業として農業に取り組める施策・事業を進める必要があることから改善意見を提出する旨を記しております。

それでは、全26項目の改善意見のうち、新規の項目と昨年度から変更した項目を中心に御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

大項目の1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善については5つの小項目からなっております。

まず、(1)は、新規の項目で、人・農地プランの実質化に向けた推進体制の整備・強化及び担い手同士などによる農地の利用権の交換に関する意見です。これには高砂職務代理人、太田委員、上原推進委員、森西推進委員の意見を反映させていただきました。

次の(2)も、新規の項目で、地域の実態に即した基盤整備の推進を求める意見です。これには藤本推進委員の意見を反映させていただきました。

次の(3)も、新規の項目で、大規模借地型経営のセーフティネットの構築に関する意見です。

次の(4)は、昨年度に引き続いての項目で、補助金活用による農機具の導入要件の緩和及び小規模零細農家に対する補助制度の創設を要望する意見です。これには藤澤武推進委員、平賀推進委員、中田推進委員の御意見を反映させていただきました。

次の(5)も、昨年度に引き続いての項目です。

続いて大項目の2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についてでございますが、この項目は5つの小項目からなっています。

まず、(1)は、新規の項目で、「守るべき農地」の明確化と対策の強化についての意見です。これには藤本推進委員の意見を反映させていただいています。

次の(2)は、昨年度に引き続いての項目です。

次の(3)は、遊休農地再生のための取組支援に関する意見です。これまでモア等の機械設備の購入に対する支援制度の創設を要望してまいりましたが、今年からその補助事業が開始されましたことから、昨年度の意見のうち、関係する文言を変更しました。これには横田推進委員、河野推進委員、中田推進委員、川原推進委員の意見を反映させていただいています。

(4)と(5)は、昨年度に引き続いての項目です。

次に、大項目の3 新規参入等担い手に関する施策の改善についてでございますが、この項目は8つの小項目からなっています。

まず、(1)は、新規の項目で、農業経営者ステージアップ促進総合事業(仮称)の創設に関する意見です。これには宮武委員、藤澤武推進委員、平賀推進委員の意見を反映させていただいています。

次の(2)も、新規の項目で、新規就農者の支援体制の強化に関する意見です。これには宮武委員、平賀推進委員、上原推進委員、森西推進委員の意見を反映させていただいています。

次の(3)も、新規の項目で、集落営農の体質強化と後継者の育成に関する意見です。これには真部芳治推進委員の意見を反映させていただいています。

次の(4)も、新規の項目で、農福連携の推進に関する意見です。

(5)から(8)までは、昨年度に引き続いての項目です。

次の大項目の4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善についてでございますが、この項目は8つの小項目からなっております。

まず、(1)は、新規の項目で、ICTなどのスマート農業の推進に関する意見です。

次の(2)も、新規の項目で、中山間地域等直接支払制度の拡充に関する意見です。これに

は上原推進委員、森西推進委員の意見を反映させていただいています。

次の（３）は、昨年の項目を一部変更したもので、食育推進運動の強化の意見に機能性食品の更なる推進に関する意見を加えたものです。

次の（４）は、新規の項目で、ため池の管理・保全を始めとする突発的な自然災害などへの万全な支援と対策に関する意見です。これには佐竹委員、河野推進委員の意見を反映させていただいています。

次の（５）も、新規の項目で、国連が定めた「家族農業１０年」の価値と役割が発揮できる施策の実施に関する意見です。これには藤澤武推進委員、上原推進委員、森西推進委員の意見を反映させていただいています。

次の（６）は、昨年度に引き続いての項目で、米政策の転換に伴う業務用米の安定的な生産の推進に関する意見です。これには横田推進委員の意見を反映させていただいています。

次の（７）も、昨年度に引き続いての項目で、ブランド力の強化など戦略的な流通・販路の開拓に関する意見です。これには横田推進委員の意見を反映させていただいています。

（８）は、昨年度に引き続いての項目です。

以上、議案第17号 令和２年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第17号については決定することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第17号については原案のとおり決定し改善意見とすることにいたしました。

次に、議案第18号 令和元年度かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の取組（案）について事務局の説明を求めます。

**西谷農政課長補佐** 議案第18号 令和元年度かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の取組（案）について御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。

この一斉強化運動は5月27日の全国農業委員会会長大会で申合わせ決議が行われまして、香川県では6月26日に香川県農業会議通常総会で、かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動要領が決定されました。要領につきましては8月の定例総会で御説明申しあげましたが、要領を受けて本市農業委員会の取組について、今日1日の役員会で御審議いただきました内容でございます。

1ページをお開きください。

これまでの農業を支えてこられた方々は地域での話合いにより、圃場整備、機械・施設の導入、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業を守り発展させてこられました。しかし、こういった方々が高齢化し耕作放棄地が増えていく中で、持続可能な力強い農業を実現するには、これからの地域の農業を担っていく世代を確保し、その方が効率的な土地利用やスマート農業

を行うための農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

地域の皆様がこれまで築き上げてこられた農業・農地を、それを取り巻く自然環境や文化、自然景観などと一緒に子どもや孫の世代に引き継ぎ未来の展望を開いていくために、「人・農地プラン」の実質化に取り組み、地域の話合いにより「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」、「誰に農地を集積・集約化していくのか」を決めていく必要があります。

2ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が本年5月24日に公布され、11月1日から一部施行されますが、ここでは改正法のうち、関係する第26条の条文を抜粋して掲載しています。

第1項はこれまでどおりですが、第2項の下線部分と第3項が新たに加えられました。

第3項では、「農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定する推進委員をいう。）の第1項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。」と定められたところです。

3ページをお開きください。

「人・農地プラン」の実質化とは、ここにあります1から3までの地域の話合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで作成していこうということです。

一つ目は、アンケートの実施です。対象地区の相当部分において、概ね5年後から10年後の農地利用に関する意向調査を行います。

二つ目は、現況把握です。対象地区において、アンケート調査や話合いを通じて農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により把握します。

三つ目は、今後地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成です。対象地区における5年後から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を決めます。

4ページを御覧ください。

今後の農地利用における意向調査の実施についてです。

地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるように調査を行うわけですが、1の調査時期は、農業委員・農地利用最適化推進委員、高松市地域農業再生協議会の地区水田部会委員、調査対象者等に運動を周知して、令和元年10月以降、準備が整い次第開始をしていくこととなります。

2の調査対象地区は、第1地区から第7地区までの各地区ごとに一地区をモデル地区に選定し実施するものとします。

なお、モデル地区の選定に当たっては、市と調整し「人・農地プラン」を実質化しなければならない緊急を要する地区がある場合は優先的に行うこととなります。

それは、例えばここに記載していますスーパーL資金や農業次世代人材投資事業などの支援は実質化された「人・農地プラン」に位置付けられる必要があるからです。

3の調査対象者は、経営所得安定対策対象者で水田活用等営農計画書の対象者を考えていま

す。

5ページをお開きください。

4の調査方法は、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心に高松市地域農業再生協議会の地区水田部会の協力を得て、耕作者への戸別訪問による聞き取りを原則としますが、荒廃農地B分類は除きます。

また、訪問の際は県農地機構のチラシを持参・配付し農地中間管理事業を周知します。

5の調査様式ですが、全国を取組として提案されていることや集落座談会等による濃密な話合いの基礎資料として活用できるよう農地一筆単位での意向調査様式となっています。

6のその他ですが、意向調査活動が円滑に行えるよう、また、農業委員会活動のPRも含め県農業会議で作成のチラシを配付する予定です。

6ページを御覧ください。

ここには、第1地区から第7地区までのモデル地区を記載しています。

第5地区と第6地区は農業次世代人材投資事業の支援措置を受ける対象者が存在します。第5地区、第6地区以外の地区は、米印の部分に記載している「人・農地プラン」策定地区から一地区を選定することになります。

様式案につきましては、7ページ以降を御覧ください。

7ページと8ページは、農地利用の意向に関するアンケート様式の案です。9ページは、耕作者の一筆調査様式の案です。

委員の皆様におかれましては、日々御多忙のなか御負担をおかけしますが、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案第18号 令和元年度かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の取組（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問・御意見は有りませんか。

**古川委員** 議長 —— 24番。

**議 長** 24番 —— 古川委員。

**古川委員** 戸別訪問による聞き取り調査は、1件当たり相当な時間がかかり、非常に労力を要するので、事務局の方で調査方法を再考してもらえませんか。

(賛同する意見有り)

**川西事務局長** 調査方法等については、再考してほしいという意見が多数ありましたので、改めて修正案を提出します。

**議 長** それでは、事務局、改めて修正案を提出してください。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料8を御覧ください。

期間としましては令和元年9月6日から同年10月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が11件、9月議決分といたしまして4条が14件、5条が27件、合計で4条が15件、5条が38件です。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が19件、9月議決分といたしまして4条が0件、5条が16件、合計で4条が1件、5条が35件です。

取下につきましては、8月以前の議決分が5条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

8月の4条関係で11番が開発許可未了により許可保留となっております。

次に、3ページを御覧ください。

5条関係で中ほどの表、4月議決分の31番、5月議決分の23番が開発許可未了により許可保留となっております。

次に、下段の表の6月議決分の11番、17番、21番、賃借権の1番、使用貸借の1番が開発許可未了により許可保留となっております。

また、19番が先ほど御審議いただいたもので、9月11日付けで取下申請されたものです。

次の4ページを御覧ください。5条関係の8月議決分で、上から2番、3番、16番、17番、19番から22番まで及び30番が開発許可未了により許可保留となっております。

次ページを御覧ください。34番が開発許可及び道路工事承認未了により、また、5番の1及び2が相互に関連しており、開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5条関係の9月議決分で、4番、6番、10番から13番までが開発許可未了により、また、16番、19番、20番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

番号を戻っていただいて、14番が直近事業造成工事未了により、15番が道路工事承認未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

23番から26番までが開発許可未了により許可保留となっております。

下段の、賃借権2番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

以上で今回の許可状況の報告を終了します。

**議長** ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第7回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時00分 閉会

会 長

議事録署名委員  
委 員

委 員